

# 秋田市民市場出店条件

令和5年7月より適用

契約期間	2年間 ※更新のない定期借家契約
賃料	最初の12か月間 坪単価 5,000円（税抜） × 契約坪数 12か月経過後 坪単価10,000円（税抜） × 契約坪数 ※出店区画は別紙図面をご確認ください
保証金	12か月目以降賃料の3か月分 保証金の返還：物件明け渡し後3か月以後 但し、2年未満での解約の場合は返還しません
その他	・秋田市中心市街地空き店舗対策事業の補助対象エリアとなっておりますので、申請により賃料、改装費、宣伝広告費が補助対象となります。 「秋田市商工貿易振興課 中心市街地の活性化」で検索、または下のQRコードで検索できます。

・その他出店条件に関する詳細は協同組合秋田市民市場事務局にお問い合わせください。

協同組合秋田市民市場事務局

電話：018-833-1855 fax：018-832-9000

E-mail：s-ichiba@wonder.ocn.ne.jp



